

静岡労働局長 殿

賃金の支払いに関する申立書

令和__年__月__日に申請しました人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の受講者_____について、令和__年__月分の賃金額に不足が生じておりました。

つきましては、労働関係法令に基づき適正に算定を行った上で、不足額については受講者へ支払ったことを申し立てます。

令和 年 月 日

中小建設事業主等
の名称

代表者の役職名
及び氏名

所在地

【お願い】

賃金や労働時間、休日、超過勤務などの労働基準法に関するお問合せは、最寄りの労働基準監督署または静岡労働局労働基準部監督課までお願いします。

【注意】

- ・ 労働局をはじめ各助成金の支給機関においては、助成金の不正受給がないかどうか常に情報収集するとともに、法令に基づく立入検査等の実地調査を実施しております。
- ・ 実地調査にあらかじめ了承いただけない場合には、雇用関係助成金は支給されません。
- ・ 実地調査時に、対象者へ賃金の不足額を支払っていないことが判明した場合は、既に支給した助成金について返納いただく場合があります。
- ・ また、不正受給が発覚した場合には、事業主名等の公表のほか、請求金（①助成金の返還、②返還額の20%に相当する額、③延滞金）の納付、以後5年間は雇用関係助成金が支給されない等、厳しく取り扱われます。
- ・ なお、不正の内容によっては、詐欺罪として告発する場合があります。